**≪建設作業実施届出書の添付書類について≫**

**１　建設作業の場所の附近の見取図**

**２　建設工事の工程の概要を示した工事工程表で使用する機械の稼働期間を明示したもの**

**※必要に応じて、道路法又は道路交通法に基づく許可書（協議書）の写し、代表者の委任状、住民との協定書等の写し、機械、工法等の参考資料を添付する。**

**提出部数：２部(届出書一式の正本とその写し１通) お問い合わせ：環境衛生課 ℡65-1512**

**※作業開始日を含まず、７日前までに提出**

様式第23号（第42条関係）

|  |
| --- |
| 建 設 作 業 実 施 届 出 書令和３年　４月　１日　　新居浜市長　様 |
| 届出者 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | 新居浜市一宮町1-5-1　　　　　　　　　　　　〇◇×建設㈱　　　　　　　　代表取締役社長　新居浜 太郎 |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 | 鉄筋コンクリート造５階 |
| 作業の場所 | 　新居浜市〇〇町〇丁目〇－〇 |
| 作業の実施の期間 | 令和３年　４月　９日から令和３年　４月３０日まで | ２１日間 |
| 騒音の防止の方法 | 事前挨拶、囲いの設置 |
| 建設工事の名称 | 〇△ビル建設工事 |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | 新居浜市〇〇町〇－〇〇〇産業㈱代表取締役　新居浜　花子 | 電話番号 0897-65-1251 |
| 建設作業の種類 | バックホウを使用する作業 |
| 建設作業上使用される愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年規則第２号)別表第５の１の項の機械の名称・型式・仕様 | バックホウ　B社製　型式C-101　出力50kWバックホウ　D社製　型式E-202　出力40kW |
| 作業の開始及び終了の時刻 | 作 業 開 始 | 作 業 終 了 | 実 働 時 間 |
| ９時 | １７時 | ７時間 |
|  |  |  |
| 下請負人が建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | 新居浜市〇〇町〇－〇〇〇土木㈱社長　新居浜　三郎 | 電話番号 0897-65-1253 |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 新居浜市〇〇町〇－〇新居浜　次郎 | 電話番号 0897-65-1252 |
| 下請負人が建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 新居浜市〇〇町－〇新居浜　四郎 | 電話番号 0897-65-1254 |
| ※受理年月日 |  |
| ※審査結果 |  |
| 備考 | 1. 作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
2. 建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
3. 当該作業の場所の附近の見取図及び特定作業を伴う作業の工程の概要を示した工程表で特定作業の工程を明示したものを添付すること。
4. ※印の欄には、記載しないこと。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。
 |

**令和３年４月から押印は不要です。**

TIPS

**バックホウ**を使用する作業

低騒音型でない定格出力80ｋW以上のバックホウ

　　　↓

騒音規制法での届出

　（様式第9）

定格出力22.5ｋW以上のバックホウ（低騒音型も含む）

　　　↓

愛媛県公害防止条例での届出

　（様式第23）

となります。

**<騒音の防止の方法>**

(記入例)

・住民説明会を〇月〇日に行い、工事内容を説明した。

・使用する機械は可能な限り低騒音型とした。

・現場周囲に養生シートを設置する。

・現場周囲に高さ３ｍの万能鋼板の囲いを設置する。

・作業時には、エンジンの無理な負荷あるいは空ぶかし

をしないように従業員に徹底させる。　　　　など

※記入例を参考に、防止の措置を具体的に記入する。

**<建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様>**

(記入例)

・バックホウ　　Ｂ社製　型式Ｃ-101　出力　50kW

・ブルドーザー Ｄ社製　型式Ｅ-102　出力　25kWなど

※使用する機械の名称、型式及び仕様を記入する。

この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入し

　添付する。

**<下請負人が建設作業を実施する場合>**

※下請負人が建設作業を実施する際に記入するが、下請負人が複数となり、記入しきれない場合は、別紙に記入し添付する。

**<届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所>**

※現場事務所がある場合は、その旨を記入する。

・騒音規制法・振動規制法・愛媛県公害防止条例で定められた【特定】建設作業を伴う建設工事を行う場合、それぞれについて該当する様式(記入方法はほぼ同じ)により届出が必要です。

　　※添付書類は各法・条例共通

・作業を開始した日に終了するものについては届出不要です。

・災害その他非常の事態の発生により【特定】建設作業を緊急に行う必要がある場合は届出を行いうる状態になったときには、すみやかに届出する。